

焼 41-2087 号  
令和 6 年 11 月 11 日

指定（介護予防）認知症対応型  
共同生活介護事業者 様

焼津市長 中野 弘道  
(地域包括ケア推進課)

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護における  
福祉用具購入（貸与）の費用負担について（通知）

日頃より、当市の介護保険事業の運営にご理解をいただきお礼申し上げます。  
標題の件について、当市の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の運営  
指導において、入居者が使用する福祉用具の購入（貸与）費用を入居者の負担と  
している例が複数ありました。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が日常生活  
上の世話を受けるサービスであり、入居者が共同生活住居においてその能力に  
応じ自立した日常生活を送るため使用する福祉用具に係る平均的な費用が介護  
報酬に含まれていることから、当該サービスを受けている間は、その介護給付費  
を算定できないと定められています。

よって、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における福祉用具  
の費用の取扱いについて、次のとおりとさせていただきますようお願いいたします。

1 対象となる福祉用具

- (1) 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 93 号）に示された福祉用具  
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ 等
- (2) 厚生労働大臣が定める特定福祉販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 94 号）に示された福祉用具  
腰掛便座、入浴補助用具、スロープ、歩行器、歩行補助つえ 等

2 取扱いについて

- (1) 計画作成担当者による適切なアセスメントの結果、入居者が生活する上で必要となる福祉用具は、事業所の負担で用意する。
- (2) ただし、次のような場合は、入居者と協議し、費用負担を求めても差し支

えありません。

ア 計画作成担当者による適切なアセスメントの結果、入居者に必要とされるよりも高機能または特殊な福祉用具を希望する場合

イ 事業所が福祉用具を用意したが、入居者の好みで別の福祉用具を希望する場合

ウ 入居者が従来自宅等で使用していた福祉用具を持参する場合

(3) 次のような取扱いをすることは不適切であるため、注意してください。

ア 入居にあたって入居者に福祉用具を購入させること。

イ 入居者に福祉用具の使用料を請求すること。

ウ 福祉用具の用意ができないことを理由に入居を断ること。

### 3 根拠規定

(1) 介護保険法 8 条 20 項

(2) 焼津市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年焼津市規則第 18 号）110 条、120 条 2 項

(3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）89 条、99 条 2 項

(4) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日付け老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号通知）第 3 五 4 (6)

(5) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日付け老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号通知）第 2 1 (2)

担当 焼津市役所 地域包括ケア推進課  
事業者指導担当  
電話 6 2 5 - 7 0 2 0  
FAX 6 2 1 - 0 0 3 4

(1) 介護保険法 8条 20 項

20 この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

(2) 条例施行規則 110 条（省令 89 条同文） 基本方針

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第八条第二十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(3) 条例施行規則 120 条 2 項（省令 99 条 2 項同文） 介護等

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(4) 省令解釈通知 第 3 五 4 (6) 介護等

同条【99 条】第 2 項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。

(5) 報酬告示 第 2 1 (2) サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。（以下略）